

実習のあり方

1 基本的考え方

- 介護は人によって支えられる仕事であり、質の高い介護を提供するためには質の高い人材の養成は最も重要である。養成課程において、実習は学生が校内で学習した知識・技術を使って実際に介護を実践し、その技術の確認や実際に利用者・家族との関わりを通じて対人援助におけるコミュニケーションについて学べる貴重な場でもある。
- また、学生が、介護の現場に参画することを通して、多職種協働のあり方を学び、理想とする介護福祉士のモデルを見出す機会となり、また、卒業後の就業先の実情を直接体験することにより、介護の現場への定着にも資することになると考えられるため、実習は介護福祉士養成の非常に重要なものとなっている。
- 一方、実習を受け入れる施設側にとっても、我が国の次代の介護を支える人材として、または、自らの従事者の資格取得前の養成過程に関わることであり、施設における介護の質の確保にとっても重要な機会となる。とりわけ「介護職員の任用資格について将来的に介護福祉士を基本とすべき」との方向性が出されているなかで、介護福祉士の養成に参画することは、介護実習を受け入れる施設等にとって重要な課題であると考えられる。現に特別養護老人ホームの約9割が実習を受け入れているとの調査もある。
- このように充実した実習の実施について、養成施設、介護施設をはじめ、介護関係者は、それぞれの役割を担い、積極的に取り組むべき使命があると言える。養成施設における教員や指導のあり方や、実習施設や実習指導者のあり方を見直すとともに、特に、養成施設と実習施設が緊密に連携し協力していく必要がある。

2 実習の方法

(受け入れ実習生の数)

- 実習施設において同時に実習を行う学生数は、現在、「1施設当たり5人まで」とされているが、実習の拡充を図る観点から、これについての見直しの検討が必要である。例えば、実習生の人数制限を廃止し、その一方で実習指導者は学生5名につき1人を基本として5名増えるごとに1名の増員とした体制の確保を行うことが考えられる。

(養成施設と実習施設の関係)

- 実習の実施については、養成施設、実習施設、実習生の3者間で実習目標を共有することが必要である。そして、学生の実習への準備状態に応じて、養成施設と実習施設の間で事前の実習プログラムの打合せや、巡回指導やカンファレンス等を通じた実習の途中の日標達成度の評価や未達成事項の解決、実習終了後の情報交換（実習施設からの学生の評価、学生から見た実習施設の所感）等の十分な連携を図ることが必要である。
- 教員による巡回指導は、養成施設と実習施設が連携し、学生の実習の場での学習をサポートするためのものであるが、学生、教員、実習指導者の3者が参画するカンファレンスの時間を十分にとるなどの対応や帰校時における指導を行うことにより、現在「少なくとも週2回」とされている基準を弾力化することも考えられる。

(介護実習の円滑化のためのルールの検討)

- 介護実習時の利用者の個人情報の取扱いの方法、養成施設と実習施設間の契約のあり方、実習中に発生した事故や実習生の苦情相談への対応などの方策等について、介護実習を円滑に進めるための一般的なルールの検討も必要と考えられる。

3 実習施設のあり方

(実習施設の要件)

- 入所実習施設の「望ましい基準」として、以下のような条件を検討する

ことが考えられる。

- ア 介護福祉士が一定割合以上であること
- イ 介護基準、介護手順が作成され活用されていること
- ウ 介護に関する諸記録が適正に行われていること
- エ 介護職員に対する継続研修が計画的に実施されていること

○また、現在は、実習施設については「原則として施設設置後三年以上経過した施設」とされているが、ユニット型やグループホーム等最近の施設での実習の実施の促進を図る観点から、受け入れ体制が整っている場合は、この要件を緩和する等の見直しを行う必要がある。

○また、平成 16 年 12 月に出された社会保障審議会福祉部会意見書（社会福祉法人制度の見直しについて）で、社会福祉法人の公益的取組の方向性の一つとして、福祉に携わる人材の育成が上げられていることから、社会福祉法人立の施設については、積極的な実習受け入れに取り組むことを促していくことが考えられる。併せて、施設における実習生の受入状況や実習指導者の状況についての情報を開示することについても検討される必要がある。

（実習指導者の養成）

○実習の内容の充実のためには、実習施設における実習指導者の養成及び資質の向上は重要である。

○施設における実習指導者の要件は、現在、原則として、

- ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者
- イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者

のいずれかに該当することとされているが、実習の充実を図る観点から、実習指導者研修の拡大などの見直しが必要である。

4 実習の対象となる施設の種別

(施設・在宅実習のバランス)

- 介護実習については特定の施設に偏りがないようバランス良く介護実習を行うよう指導しているところであり、また、今回の介護保険法の改正により、新たに創設された小規模多機能型居宅介護事業を追加したところである。(平成 18 年 4 月 1 日施行)。在宅ケアが推進されているなかでは、今後も、施設だけではなく、在宅の介護実習についても、バランス良く行うよう指導していくことが適切である。